

第 1 号

9 月 7 日 (月)

# 平成27年第3回氷川町議会定例会会議録（第1号）

平成27年9月7日

午前10時00分開会

於 議 場

## 1. 議事日程（第1日目）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
  - 報告第 3号 宮原まちづくり株式会社の経営報告について
  - 報告第 4号 平成26年度氷川町財政健全化判断比率等の報告について
- 日程第 5 議案第38号 氷川町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第39号 氷川町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第40号 氷川町まちづくり情報銀行条例の制定について
- 日程第 8 議案第41号 氷川町公共施設の暴力団排除に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第42号 平成27年度氷川町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第10 議案第43号 平成27年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第11 議案第44号 平成27年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第12 議案第45号 平成27年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第13 議案第46号 平成27年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第14 議案第47号 氷川町道路線認定について
- 日程第15 認定第 1号 平成26年度氷川町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第 2号 平成26年度氷川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第17 認定第 3号 平成26年度氷川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第 4号 平成26年度氷川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 認定第 5号 平成26年度氷川町宅地開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 認定第 6号 平成26年度氷川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 同意第 3号 氷川町教育委員会委員の任命について

2. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1番 河 口 涼 一	2番 清 田 一 敏
3番 長 尾 憲二郎	4番 上 田 俊 孝
5番 江 寄 悟	6番 三 浦 賢 治
7番 松 田 達 之	8番 片 山 裕 治
9番 米 村 洋	10番 笠 原 良 一
11番 上 田 健 一	12番 永 田 義 昭

4. 欠席議員はなし。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長 野 田 俊 明 書 記 河 野 香 織

6. 説明のため出席した者の職氏名

町 長 藤 本 一 臣	副 町 長 平 逸 郎
教 育 長 太 田 篤 洋	総 務 課 長 陳 野 信 次
企画財政課長 森 田 寿 也	税 務 課 長 岩 本 博 美
町民環境課長 中 島 正	健康福祉課長 山 下 剛
農業振興課長 尾 村 幸 俊	農地整備課長 前 田 昭 雄
建設下水道課長 前 崎 誠	総務振興課長 木 本 栄 一
商工観光課長 西 田 美 子	会計管理者 濤 岡 美智代

学校教育課長 稲田和也  
農業委員会事務局長 草野信一

生涯学習課長 沖村眞一  
代表監査委員 本田孝志

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（永田義昭君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、平成27年第3回氷川町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

-----○-----

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（永田義昭君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、6番、三浦議員、7番、松田議員を指名します。

-----○-----

#### 日程第2 会期の決定

○議長（永田義昭君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月11日までの5日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田義昭君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月11日までの5日間に決定しました。

-----○-----

#### 日程第3 諸般の報告

○議長（永田義昭君） 日程第3、諸般の報告を行います。

今回受理した請願・陳情等は、お手元に配りました請願・陳情等一覧表のとおりです。

また、8番、改正品確法による「発注関係事務の運用に関する指針」の適用運用については、産業建設厚生常任委員会に付託しましたので報告します。

次に、備品監査並びに補助金等交付団体監査、例月出納現金検査が実施され、その報告書が提出されていますので報告します。なお、報告書は議会事務局に保管してありますので、ご自由に関覧願います。

次に、平成27年第1回八代広域行政事務組合議会臨時会が開催され、会議録が提出されていますので報告します。なお、この会議録は議会事務局に保管してありますので、ご自由に関覧願います。

次に、平成27年8月4日に、熊本県町村議会議長会正副議長研修会が熊本市で開催され、正副議長が出席しましたので報告します。

これで諸般の報告を終わります。

-----○-----

#### 日程第4 行政報告

○議長（永田義昭君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

報告第3号、宮原まちづくり株式会社の経営報告について報告を願います。総務振興課長。

○総務振興課長（木本栄一君） 報告第3号、宮原まちづくり株式会社の経営報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定によりご報告いたします。

報告にあたりまして、2ページから4ページ目までは平成26年度の事業計画書です。報告規定では、地方自治法施行令173条で毎事業年度の事業の計画及び決算に関する書類という規定となっております。そういうことから、当初の計画と見比べていただきながら、口頭での事業報告、その後決算報告というかたちになりますので予めご了承ください。

資料2枚めくっていただきまして、2ページをご覧ください。活動事業の①イベント事業ですが、TMO主催のイベントや中心市街地で行われる既存のイベント（地蔵まつりなど）は、観光物産協会及び商工会との連携を密にして、お互いの相乗効果が得られるような取り組みをいたしました。9月には、氷川町出身で電通の創業者でもある光永星郎氏を題材としたTKU制作ドラマのロケ地として使われ、役者さんの迫力ある演技を見ることができました。テレビ局をはじめ、多くのお客様が見学に訪れました。また、表の間を利用した作品展を11回、及びものづくり体験講座を5回実施し、来客及び喫茶等の売上増になっております。特にひなまつり展には、町内外から保育園や福祉施設などからのリピーターも含め、毎年たくさんの方にご来場いただいております。今期は13回目を迎えましたが、干支の飾り物をはじめとした作品の展示や、記念撮影用のおひなさまのパネルを入口に設け、期間中には6,226名の来場者で賑わいました。このことは氷川町のPRに大いに貢献できたと共に、売上増にもつながりました。なお、恒例となりましたわらしべ市を12月に開催し、全国各地のご当地品をはじめとしまして、商工会会員や販売可能な株主に声を掛け、物産販売を通じ中心市街地の活性化を図りました。

②エコショップ運営事業ですが、エコショップ清流の事業としてはEM発酵液のこれまでの普及活動を踏まえ、新規の利用者拡大を目指して固定化しつつあるEM発酵液の利用促進を図ることにより、環境学習の一環として町内全小中学校のほか、八代市、芦北町、水俣市など町外の小学校においても少しずつ普及してきています。また、町内の老人会や子供会を含む地域団体で活用され、農家での使用も見受けら

れるなど利用が定着してきています。

③中心市街地まちづくり応援団助成事業につきましては、今期において恒例となった氷川公園のイルミネーション事業では、日本一になられたソフトバンクの秋山監督へのお祝いの言葉と、子ども達に人気のドラえもんとのコラボで、公園内の樹木に美しいイルミネーションが飾られ話題性があり、中心市街地の賑わいに貢献できたと思います。

④請負事業は、平成22年4月より八代生活環境事務組合クリーンセンター内の不燃物処理業務を請負として契約しており、今年度も7名の社員で行っております。

次に、当期の収支についてご報告いたします。7ページの損益計算書でご説明したいと思います。右側の数字をご覧ください。営業収益は2,822万4,131円で、前期に比べ約21万円の増額となりました。一方、営業費用は売上原価が262万1,235円、販売費及び一般管理費が2,538万4,243円となり、これを合わせて2,800万5,478円。これは前期に比べますと73万円の増額となります。一番上の営業収益から営業費用を引きました21万8,653円、これは前期と比較すると51万円の減となります。この営業利益21万8,653円に、営業外収益を加えた税引前の当期純利益は、下から3行目です。22万753円となります。これに対します法人税等が、その下の11万3,500円で、当期純利益は一番下の10万7,253円となっております。

収入の主なものとしましては、これは次の10ページをご覧くださいなのですが、第13期まちづくり収支決算書を付けております。上から喫茶や物産販売等の売上で約386万円。まちづくり酒屋委託料で353万円、クリーンセンター請負業委託料の2,026万円となっております。

支出の主なものは、社員の人件費で福利厚生費も合計すると2,146万5,631円で、物産の仕入れで262万1,235円となっております。

前の8ページをご覧ください。株主資本等変動計算書です。この右から4列目、利益剰余金の合計欄ですが、1段目が当期首残高で448万1,945円、その二つ下、当期純利益が10万7,253円、これを加えまして、一番下ですが458万9,198円となっております。

以上、平成26年度宮原まちづくり株式会社の経営報告に代えさせていただきます。

○議長（永田義昭君） 報告第4号、平成26年度氷川町財政健全化判断比率等の報告について報告を願います。企画財政課長。

○企画財政課長（森田寿也君） それでは、報告第4号、平成26年度氷川町財政健全化判断比率等の報告についてご説明いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定によりまして、平成26年度氷川町財政健全化判断比率等について、別紙のとおり報告いたします。

次のページをお開きください。平成26年度氷川町健全化判断比率等の数値を記載しております。この報告は、町の財政状況を国が示す統一的な指標で明らかにし、財政の健全化や再生が必要な場合に迅速な対応が取られるようにと、関係書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告するものでございます。早期健全化基準とは、市町村の財政規模に応じて政令で定めた基準でありまして、これを超えた場合は財政健全化計画の策定が義務付けられ、外部監査の導入や起債の借入等に様々な制約が付くこととなります。氷川町の比率であります。実質赤字、それから連結実質赤字がなかったことから、ハイフンで表示をいたしております。

次に、実質公債費比率については9.7%でありまして、早期健全化基準の範囲内にあります。前年が11.6%でありましたので、1.9ポイント減少しています。要因は、一部事務組合八代生活環境事務組合、氷川町及び八代市中学校組合の地方債充当負担額の減少、公営企業に要する経費の財源とする地方債償還に充てた繰入金金の減少によるものでございます。将来負担比率については30.9%です。これは家計に例えますと、負債の残高が年収の何年分に相当するかを示した割合でございます。前年より13.1ポイント増加しています。最も大きな要因といたしましては、将来負担額における地方債現在高の増によるものでございます。地方債借入、学校施設の耐震補強・大規模改造事業、図書館の建設事業、町道新設改良事業等による地方債現在高の増、それと普通交付税の減、及び臨時財政対策債発行可能額の減などによる標準財政規模の減によるものでございます。

次に、平成26年度氷川町資金不足比率であります。下水道事業会計、宅地開発事業会計とも資金不足がなかったため、ハイフンで表示をいたしております。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（永田義昭君） これで行政報告を終わります。

-----○-----

- 日程第 5 議案第38号 氷川町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第39号 氷川町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第40号 氷川町まちづくり情報銀行条例の制定について
- 日程第 8 議案第41号 氷川町公共施設の暴力団排除に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第42号 平成27年度氷川町一般会計補正予算（第2号）について



- 日程第 10 議案第 43 号 平成 27 年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 11 議案第 44 号 平成 27 年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 12 議案第 45 号 平成 27 年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 13 議案第 46 号 平成 27 年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 14 議案第 47 号 氷川町道路線認定について
- 日程第 15 認定第 1 号 平成 26 年度氷川町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 16 認定第 2 号 平成 26 年度氷川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 17 認定第 3 号 平成 26 年度氷川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 18 認定第 4 号 平成 26 年度氷川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 19 認定第 5 号 平成 26 年度氷川町宅地開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 20 認定第 6 号 平成 26 年度氷川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（永田義昭君） 日程第 5、議案第 38 号、氷川町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてから、日程第 20、認定第 6 号、平成 26 年度氷川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてまでを一括議題とします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（藤本一臣君） 皆様、おはようございます。

二十四節気の一つ、白露を明日に控えまして、朝夕は暑さが和らぎ秋の気配を感じる事となりましたが、議員各位には日々ご活躍のこととお喜びを申し上げます。本日は平成 27 年第 3 回氷川町議会定例会を招集いたしましたところ、皆様方には大変お忙しい中にお繰り合わせご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃より町政運営にあたりまして各段のご協力を賜り、おかげをもちまして各種事業、施策もおおむね順調に展開いたしてございまして、心より感謝とお礼を申し上げます。次第であります。

さて、今年はや早い時期から台風が発生、接近いたしました。先月 25 日未明に襲

来いたしました台風15号は、本町を直撃いたしました。住家、非住家等の損壊をはじめ農作物及び農業用施設の被害、漁業組合の棧橋の損壊並びに道路・水路への風倒木等、甚大な被害が発生いたしました。特に吉野梨におきましては、約6割が落果をしたと報告を受けております。農家の皆様方にとりましてはまさに死活問題と言っても過言ではないほどの被害が発生したということでございます。被災をされました皆様方に、心よりお見舞いを申し上げますとともに、今後できる限りのご支援をしてみたいと考えております。なお、被災ごみの受入れにつきましては、8月25日午後から9月3日までの10日間実施いたしました。迅速な対応に評価をいただいたところでありますが、今後その処理の費用が発生いたします。現在、処理費用を含めた台風災害対応予算につきまして、とりまとめを行っております。緊急を要するものにつきましては、本定例会に追加提案をいたしたいと考えております。ご高配をいただきますよう、よろしく願いいたします。これから本格的な台風のシーズンを迎えるにあたりまして、常に緊張感をもって対応してみたいと思っております。

平成27年度も5か月を経過いたしました。主な事業につきまして、その進捗状況を報告させていただきたいと思っております。

当初予算で計上いたしました道路改修事業及び下水道事業、並びに町営住宅改修事業につきましては、既に着工いたしております。

宇城氷川スマートインターアクセス道路工事につきましては、計画より遅れておりました、今月末の竣工は難しい状況であります。議員各位には大変ご心配をお掛けいたしておりますが、全力で事業を推進してまいりますので、今後ともご理解等ご支援をいただきますようよろしく願いいたします。

氷川中学校体育館及び武道場の天井改修、並びにプール改築工事につきましては、解体が既に終了し、順調に工事が進んでおります。同様に竜北中学校武道場及び多目的室の天井改修につきましても、天井撤去が終了し、計画通りに進捗しているところであります。

先月、平成27年度全国学力調査の結果が発表されました。本町の概要につきましては、小学校につきましては一部の教科で全国平均に届かなかったものもありますが、その他は全国平均を上回っております。中学校におきましては、全ての教科で全国平均を上回っております。一部の教科では、全国平均をはるかに上回る結果となっております、教育委員会をはじめ学校現場の先生方のご指導のお陰だろろうと思っております。大変ありがたく思っております。

プレミアム付き商品券販売事業につきましては、氷川町商工会を実施主体として、7月1日から販売いたしました。大きな混乱もなく2週間で完売いたしました。

現在利用いただいております、町内の商工業及び経済の活性化に役立っているものと思います。

住宅リフォーム事業につきましては、本年度も利用が多ございます。8月末現在で申請件数40件、補助決定金額683万円、実工事費総額では5,500万円となっております、相当の経済効果を生んでいるものと思っております。

3年目となりますい業機械再生事業につきましては、8月末現在で申請件数26件、補助金額399万6,000円、予算執行率にしまして45%の状況であります。機械の延命化とともに生産性の向上に大きく役立っていると感じております。

農業基盤整備事業につきましては、当初要望いたしておりました暗渠排水事業及び排水路改修事業につきましては、補助金が全く付きませんでした。そこで、農地集積加速化のモデル事業を実施しております野津地区及び吉野地区の要望分につきましては、農業基盤整備促進型から農地耕作条件改善型に事業の種別を変更し、再度要望を行い、補助金の交付内示を受けたところであります。結果として、両地区の暗渠排水事業が要望の約8割、合わせて堺丸地区及び島地地区の排水路改修事業が予定通り実施する運びとなりました。また、竜北地区排水対策事業につきましては、先般報告をいたしましたとおり、県営湛水防除事業での実施が決定いたしております。法手続きが完了し、県の予算も確保され、測量設計業務が発注されたと報告を受けております。どうぞ議会におきましても、今後の事業の推進にご支援をいただきますようよろしくお願いいたします。

いずれにいたしましても、国の農業予算が大変厳しい状況にございます。予算確保に向けて積極的に政府要望等を行う必要があると感じておりますので、どうぞ議会におきましても、執行部と歩調を合わせて要望活動を展開していただきますようよろしくお願いいたします。

大空町との交流事業では、7月10日から13日までの4日間、大空町合併10周年記念体育大会に一般公募の5名の皆様方とともに参加いたしました。また、7月30日から8月3日までの5日間、本町の中学2年生11名を大空町へ研修派遣を行い、様々な体験とともに大空町の子ども達との交流を通して、友好の絆を深めてくれました。来月1日から3日まで大空町から東藻琴高校生が農業研修で来町されますので、心より歓迎し友好の絆を深めたいと思っております。

去る7月30日に平副町長を代表として、公募で募った職員14名で構成する氷川町未来まちづくり政策研究会を設置いたしました。地域連携協定を結んでおります同志社大学との連携を通して、調査研究及び政策提言とその具現化に向けて活動を開始したところでございます。

本年度から実施いたしておりますすこやか赤ちゃん出産祝金支給につきましては、

一部事務処理に誤りがございました。受給者の皆様方に大変ご迷惑をお掛けしたところであります。心よりお詫びを申し上げますとともに、今後は適切な事務処理に徹してまいります。なお、このことにつきましては後日顛末をご報告させていただきますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

秋山幸二ミュージアムにつきましては、まちづくり情報銀行1階フロアに現在施工中でございます。来月1日に秋山幸二氏本人をお招きし、落成式を挙行したいと考えております。

昨日は雨の中で氷川中学校の体育大会が開催されました。皆様方にも早朝よりご声援をいただきました。大変ありがたく思っております。悪いグラウンドコンディションの中で、一生懸命に取り組む姿勢を目の当たりにいたしました。大いに感動したところであります。そして時代を担う子ども達のためにも、この氷川町をより発展させ、若い彼らにしっかりと引き継いでいかなければならないと決意を新たにしたところでございます。

さて、本定例会に提案しておりますのは、報告2件、条例の制定及び一部改正その他5件、平成27年度一般会計及び特別会計補正予算5件、平成26年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定6件、人事案件同意1件でございます。

報告第3号、報告第4号につきましては先ほど担当課長よりご報告したとおりでございます。

議案第38号、議案第39号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー制度の導入に伴い、関係条例の一部を改正するものでございます。

議案第40号は、まちづくり情報銀行をまちづくりの活動拠点としての位置付けを明確にし、公の施設としての活用を図るため、氷川町まちづくり情報銀行条例を制定するものであります。

議案第41号は、氷川町まちづくり情報銀行条例制定に伴い、関係条例の一部を改正するものでございます。

議案第42号は、平成27年度氷川町一般会計補正予算（第2号）でありまして、歳入歳出それぞれ9,498万5,000円を追加し、歳入歳出総額それぞれ64億1,278万1,000円とするものでございます。

歳入の主な予算といたしまして、国庫補助金479万3,000円、県支出金250万1,000円、繰入金1,948万円、繰越金3,716万3,000円、町債2,984万8,000円でございます。

歳出の主な予算は、総務費1,967万1,000円で、その主な事業項目は業務用パソコンネットワーク改修等でございます。衛生費569万7,000円、その

主な事業項目は生ごみ減量化に向けた水切り器購入費でございます。農林水産業費 609万3,000円は、吉野梨凍霜害及び台風の被害に対応する防除支援対策事業費の補助金でございます。土木費5,192万3,000円、その主な事業項目は地区要望に伴う町道の維持修繕費等でございます。

議案第43号は、平成27年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でありまして、歳入歳出それぞれ1,800万4,000円を追加し、歳入歳出総額それぞれ24億2,660万1,000円とするものであります。歳入の主な予算といたしまして、繰越金1,699万5,000円。歳出の主な予算は、平成26年度分の国県への償還金でございます。

議案第44号は、平成27年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でございます。後期高齢者健診業務委託、3年間の委託料限度額878万4,000円の債務負担行為でございます。

議案第45号は、平成27年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第2号）でありまして、歳入歳出それぞれ4,682万3,000円を追加し、歳入歳出総額それぞれ14億6,554万6,000円とするものであります。歳入の主な予算として、繰越金4,649万9,000円。歳出の主な予算は、平成26年度分の国県への償還金でございます。

議案第46号は、平成27年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）でありまして、歳入歳出それぞれ56万4,000円を追加し、歳入歳出総額それぞれ6億6,678万円とするものであります。歳入の主な予算といたしまして、繰越金56万4,000円。歳出の主な予算は、職員手当及び量水器設置手数料でございます。

議案第47号は、氷川町道路線の認定について、議会の議決を求めるものでございます。

認定第1号から認定第6号までは、平成26年度一般会計並びに特別会計の歳入歳出決算の認定につきまして、監査委員の意見書及び主要な施策の成果に関する調書を添付し、認定に付するものでございます。

以上、簡単に説明を申し上げましたが、具体的な内容につきましては、担当課長より説明をさせますのでよろしくご審議をいただき、円満なるご決定をいただきますようお願い申し上げます。並びに提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（永田義昭君） これから、議案第38号から認定第6号まで順次、詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（陳野信次君） 議案第38号、氷川町個人情報保護条例の一部を改正する

条例についてをご説明いたします。

氷川町個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

これは、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、条例の一部を改正する必要があるため提案するものでございます。

特定個人情報の取扱いについては、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、以下番号法と表現させていただきます。この規定に従うこととなります。番号法では、特定個人情報の取扱いを書き起こしてある部分もあれば、個人情報保護法を読み替えて準用する部分もあります。ただし、個人情報保護法は国の行政機関に適用されるものでありまして、地方公共団体では条例で番号法の規定、及び読み替えて準用する個人情報保護法の規定を取り入れた改正を行うこととなります。

新旧対照表でご説明いたします。新旧対照表の1ページでございます。第2条は定義で、特定個人情報及び情報提供等記録を定義するものでございます。第6条の2は特定個人情報保護評価で、第3者点検の方法については、現に設置されています審査会に意見を聴くこととした規定を新たに加えるものでございます。

2ページをお願いいたします。第8条は個人情報の利用及び提供の制限ですが、特定個人情報は個人情報とは別の扱いをする必要があることから、次の第8条の2と分けて規定するものです。

3ページをお願いいたします。第9条のオンライン結合による提供及び第12条の提供先に対する措置要求は、特定個人情報を適用除外するための括弧書きを加えるものでございます。

4ページをお願いいたします。4ページの第14条第2項から、6ページの第20条第2項第3号までは、開示請求に係る規定について番号法の規定に合致するように規定するものでございます。

7ページをお願いします。第25条の2は事案の移送ですが、訂正請求に係る個人情報のうち、情報提供等記録を適用除外とするための括弧書きを加えるものでございます。第25条の3は前条で適用除外とした情報提供等記録の通知先を加えるものでございます。

8ページをお願いします。第25条の4は利用停止請求できるものですが、自己情報のうち特定個人情報の利用停止、または消去に係る規定を加えるものでございます。

9ページから最終の10ページまででございます。第25条の5から第33条ま

では、改正等に伴う字句の改正を行うものでございます。

以上で、議案第38号の説明を終わります。

○議長（永田義昭君） 町民環境課長。

○町民環境課長（中島 正君） 続きまして、議案第39号、氷川町手数料条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

氷川町手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う手数料の徴収は、地方自治法第227条に基づき条例に規定する必要があるため、条例の一部を改正する必要があるということで提案するものでございます。

次のページをご覧ください。内容につきましては、第1条、これにつきまして附則の中でもありますように10月5日からになりますけれども、住民基本台帳カードの交付・再交付の欄に、個人番号の通知カードの再交付1件につき500円という欄を追加するものでございます。また、第2条におきましては、1月1日からでございますけれども、住民基本台帳カードの交付・再交付並びに個人番号の通知カードの再交付を削除しまして、個人番号の通知カードの再交付1件につき500円、個人番号カードの再交付1件につき800円という欄を追加することでございます。

以上でございます。

○議長（永田義昭君） 総務振興課長。

○総務振興課長（木本栄一君） 議案第40号、氷川町まちづくり情報銀行条例の制定についてご説明申し上げます。

氷川町まちづくり情報銀行条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

提案理由といたしまして、まちづくり活動の拠点としての位置付けを明確にし、公の施設としての活用を図るため、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき条例を制定する必要があるためであります。

まちづくり情報銀行は、これまでその施設内に企画課やまちづくり推進室の事務所を構え、庁舎の一部として活用してきました。しかし、平成24年度からはその機能を宮原振興局に移し、空き状態になっておりました。ただ、25年12月から振興局建設に伴います仮事務所として、27年3月までは使っていたところであり、現在は空き状態になっております。そこで新たな活用方法を模索してきたところであり、今回、秋山幸二ギャラリーが開設されることを受け、まちづくり活動の拠点としての位置付けを明確にし、公の施設としての活用を図るため、本条例

を定めるものであります。

1枚開けていただきまして、第1条の設置目的を記載しております。氷川町の未来のあるべき姿を考え、その実現に向けたまちづくり活動の拠点として、町内外への情報発信や交流、まちづくり活動を担う人材育成に努めることにより、総合的な住民自治によるまちづくり活動を推進していくことを目的としております。

第2条で位置を特定しております。氷川町宮原永久35番地1としております。施設内に研修室と展示場を置くようにいたしております。業務といたしまして、まちづくり活動を行う者の連携、交流促進、人材育成、それと町内外へのまちづくりの情報発信、まちの総合政策の調査研究に関すること、秋山幸二氏の顕彰に係る展示に関すること、その他必要な業務としております。休館日につきましては、12月29日から翌年1月3日といたしておりますが、この規定に関わらず町長が必要と認めたときに臨時に休館または開館することができるようにいたしております。開館時間といたしまして、研修室は9時から午後10時まで、展示場については午前10時から午後6時までといたしております。こちらも町長が必要と認めたときには開館時間を変更できるようにいたしております。

15条から指定管理者による管理を記載しております。第18条まで記載しておりますが、こちらのほうは指定管理による管理ができるような規定をつくっておりますが、当分の間は指定管理をする考えは今のところもっておりません。

それと、この条例は27年10月1日から施行することといたしております。ギャラリーの開館と併せての施行といたしております。研修室につきましては使用料を200円、冷暖房使用料を200円としたところでございます。

以上で、議案第40号、氷川町まちづくり情報銀行条例の制定についてのご説明を終わります。

続きまして、議案第41号、氷川町公共施設の暴力団排除に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

氷川町公共施設の暴力団排除に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

提案理由、氷川町まちづくり情報銀行条例の制定に伴い、条例の一部を改正する必要があるためであります。

公の施設としてまちづくり情報銀行を設置・運営していくため、暴力団及び暴力団員等の使用を制限するために条例の一部を改正して、情報銀行という建物を追加するものでございます。

以上で、議案第41号、氷川町公共施設の暴力団排除に関する条例の一部を改正



する条例についての説明を終わります。

○議長（永田義昭君） 企画財政課長。

○企画財政課長（森田寿也君） それでは、議案第42号、平成27年度氷川町一般会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

まず、開けていただきまして1ページをご覧ください。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,498万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64億1,278万1,000円とするものでございます。

歳出のほうから主なものを説明いたします。10ページをご覧ください。10款、総務費、5項、総務管理費、5目、一般管理費、19節の負担金補助及び交付金の439万6,000円につきましては、マイナンバー制度実施に伴う通知カード・個人番号カード交付事務の業務委託に係る負担金でございます。30目、電子計算費、13節の委託料の1,025万5,000円につきましては、これもマイナンバー制度実施に伴う情報系業務システムと基幹系システムを中間サーバーに接続し、ネットワークの構築等を行うための委託料でございます。

11ページをご覧ください。35目、交通安全対策費、11節の需用費及び15節の工事請負費の268万6,000円につきましては、13地区からの地区要望によりまして、交通安全施設の修繕及びカーブミラー・ガードレール・白線・道路標示等の設置工事でございます。

13ページをご覧ください。20款、衛生費、10項、清掃費、5目、塵芥処理費、11節の需用費の487万7,000円につきましては消耗品費で、ごみ減量化の啓発のために家庭用の水切り器を全世帯へ配付するための486万円、及び印刷製本費の20分別カレンダーの在庫が少ないため、転入者への対応といたしまして1万7,000円を計上するものでございます。

25款、農林水産業費、5項、農業費、10目、農業振興費、19節、負担金補助及び交付金の補助金580万1,000円につきましては、農地集積協力金、離農者が農地集積へ協力された助成といたしまして200万円、及びくまもと稼げる園芸産地育成対策事業の50万1,000円、氷川町の梨凍霜害等防除支援対策事業補助金といたしまして330万円を計上させていただいております。

続きまして、14ページをご覧ください。35款、土木費、10項、道路橋りょう費、10目、道路維持修繕費、11節の需用費の修繕料758万6,000円につきましては、本年度の地区要望6地区よりの6路線外の町道の修繕費用でございます。15節の工事請負費の431万円につきましては、これも地区要望の2路線の維持修繕工事でございます。

15ページでございますが、15目、道路新設改良費、13節の委託料の1,1

50万円につきましては、町道八間川氷川堤防1号線道路改良用地測量業務委託料の900万円、北鹿野中網道1号線道路改良用地測量業務委託料の100万円、川上立神線道路改良用地測量業務委託料150万円で、地区からの要望によりまして今回補正するものでございます。15節の工事請負費の1,700万円につきましては、町道早尾1号線道路改良工事の500万円、島地6号線道路改良工事の450万円、南井上2号線道路改良工事の750万円で、これにつきましても地区からの要望での工事費でございます。17節の公有財産購入費の土地購入費173万9,000円につきましては、町道西網道南鹿野1号線道路用地購入費及び浄土線道路用地購入費でございます。

15ページから16ページにかかります20目の橋りょう新設改良費、15節の工事請負費につきましては、当初予算で計上いたしておりました橋りょう改築工事の工事費を精査しました結果、6橋りょうの工事費が減少となり、社会資本整備総合交付金事業の交付決定されました事業費に合わせるため、中ノ割2号橋りょう改築工事を追加するもので、補正額は0円でございます。

15項、河川費、10目、河川改修費、11節、需用費の修繕料190万円につきましては、今年度の豪雨被害によるもので準用河川本山川それから稲川の修繕工事でございます。

15節、工事請負費の330万円につきましては、有佐地区からの要望がありました有佐地区の水路改修工事でございます。

続きまして、17ページをご覧ください。25項、住宅費、5目、住宅管理費、11節、需用費の修繕料の238万9,000円につきましては、現時点までの修繕が多く、予算額に不足が生じたため、今後の必要な見込み額による追加補正及び納入通知書が不足したため補正するものでございます。

40款、5項、消防費、15目、消防施設費、19節の負担金補助及び交付金の補助金695万7,000円につきましては、6地区からの地区要望であります防火水槽設置1基、及び防火水槽給水整備2か所、堰板設置等2か所、地上式消火栓設置3か所など、消防用施設整備補助金でございます。

45款、教育費、10項、小学校費、5目、学校管理費、18節の備品購入費246万6,000円につきましては、宮原小学校、竜北東小学校、竜北西部小学校の教師用パソコンが、ICT機器や電子教科書への対応ができないパソコンに対しまして各5台の計15台購入するものでございます。

19ページの地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書につきましては、説明を省略させていただきますのでご覧ください。

続きまして、歳入について主なものをご説明申し上げたいと思います。8ページをご覧ください。65款、国庫支出金、10項、国庫補助金、5目の総務費国庫補助金の479万3,000円につきましては、歳出で申し上げましたがマイナンバー制度実施に伴う通知カード・個人番号カード交付関連事務委託の補助金でございます。

70款、県支出金、10項、県補助金、20目、農林水産業費県補助金の250万1,000円につきましては、農地集積協力金事業費補助金、先ほども歳出のほうで申し上げましたが、離農者が農地集積へ協力された助成といたしまして200万円、及びくまもと稼げる園芸産地育成対策事業補助金の50万1,000円でございます。

85款、繰入金、5項、特別会計繰入金、20目、介護保険特別会計繰入金の1,948万円につきましては、平成26年度介護給付費負担金返還金及び地域支援事業交付金返還金の町費分でございます。

9ページをご覧ください。90款、5項、5目の繰越金の3,716万3,000円につきましては、前年度繰越金で歳入の不足分を調整するものでございます。

95款、諸収入、20項、5目の雑入の120万円につきましては、ネクスコより当町が管理する高速道路に架かる6橋分への構造修復等に係る助成金でございます。

99款、5項、町債、5目の総務債の114万8,000円につきましては、臨時財政対策債の発行可能額が確定いたしましたので、増額補正するものでございます。20目、土木債の2,870万円につきましては、道路新設改良事業の対象事業費の増額に伴い、合併特例債の増額補正するものでございます。

これで歳入予算について終わります。

次に、前のページに戻りまして4ページをご覧ください。第2表、債務負担行為補正でございます。この債務負担行為の補正につきましては、集団検診業務委託につきまして、債務負担行為額の限度額を5,275万8,000円とするものでございます。一般廃棄物収集運搬業務委託の債務負担行為額の限度額につきましては7,758万7,000円といたすもので、いずれも期間につきましては平成28年度から平成30年度までの3年間でございます。

次の5ページをご覧ください。第3表、地方債補正でございます。起債の目的の1、総務債、補正前の限度額2億1,000万円を、補正後の限度額を2億1,114万8,000円へ、土木債で補正前の限度額1億1,550万円を、補正後の限度額1億4,420万円に変更するものでございます。

以上で、議案第42号の説明を終わらせていただきます。

○議長（永田義昭君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（山下 剛君） 議案第43号、平成27年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

平成27年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次のページをお願いします。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,800万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億2,660万1,000円とするものです。

歳入、7ページをお願いいたします。主な補正としましては、45款、繰越金、5項、繰越金、5目、療養給付費交付金繰越金、5節、療養給付費交付金繰越金で576万3,000円と、10目、その他繰越金、5節、その他繰越金に1,123万2,000円を計上しております。

歳出、9ページをお願いいたします。主な補正としましては、30款、保健事業費、5項、保健事業費、10目、保健衛生普及費、13節、委託料の86万6,000円につきましては、特定保健指導事業業務委託料としまして保健師雇い分を計上しております。指導対象者のレセプト管理、訪問指導を行い、生活習慣病の重症化予防につながるものでございます。

45款、諸支出金、5項、償還金及び還付加算金、15目、償還金、23節、償還金利子及び割引料576万3,000円につきましては、平成26年度国保特定健診・保健指導負担金の県への返還金11万8,000円と、平成26年度退職者医療療養給付費等交付金返還金564万5,000円です。20目、国庫支出金返還金、23節、償還金利子及び割引料1,103万7,000円につきましては、平成26年度国保特定健診・保健指導負担金の国への返還金11万8,000円と、平成26年度療養給付費等負担金返還金1,091万9,000円でございます。

戻りまして4ページをお願いいたします。債務負担行為でございます。特定健診の集団検診分の業務委託で、期間は平成28年度から平成30年度までの3年間で、限度額が3,111万9,000円でございます。

これで、議案第43号、平成27年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての説明を終わります。

続きまして、議案第44号、平成27年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

平成27年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるもので

ございます。

次のページをお願いいたします。債務負担行為、第1条、地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」によるものです。

次のページをお願いします。第1表、債務負担行為、事項、後期高齢者検診業務委託、期間、平成28年度から平成30年度までの3年間、限度額、878万4,000円を計上しております。後期高齢者75歳以上の方の特定検診に係る3年間の債務負担行為をお願いします。

以上で議案第44号、平成27年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての説明を終わります。

続きまして、議案第45号、平成27年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

平成27年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第2号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次のページをお願いします。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,682万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億6,554万6,000円とするものでございます。

歳入、6ページをお願いいたします。主な補正としましては、45款、繰越金、5項、繰越金、5目、繰越金、5節、繰越金で4,649万9,000円を計上しております。

歳出、7ページをお願いします。主な補正としましては、35款、諸支出金、5項、償還金及び還付加算金、10目、償還金、23節、償還金利子及び割引料2,669万5,000円につきましては、平成26年度の介護給付費負担金に係る国庫、県への返還金と、平成26年度の地域支援事業交付金に係る国庫、県、支基金への返還金でございます。28節、繰出金1,948万円につきましては、主に平成26年度介護給付費負担金返還金1,868万9,000円を、町一般会計へ返還するものでございます。

以上で、議案第45号、平成27年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第2号）についての説明を終わります。

○議長（永田義昭君） 建設下水道課長。

○建設下水道課長（前崎 誠君） 議案第46号について説明いたします。

平成27年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでござい

ます。

予算書を開けていただきまして、1ページをご覧ください。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ56万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億6,678万円とする補正でございます。

歳出からご説明いたします。7ページをご覧ください。5款、公共下水道事業費、5項、公共下水道事業費、5目、総務管理費、3節、職員手当等は受給対象者の増による財源不足のため、26万4,000円を増額するものです。10目、公共下水道維持費、12節、役務費につきましては、労務費高騰による財源不足のため、量水器設置手数料30万円を増額するものです。

続きまして、歳入の説明に入ります。6ページをご覧ください。25款、繰越金、5項、繰越金、5目、繰越金、5節、繰越金につきましては、歳出予算の財源として56万4,000円を増額するものです。

以上で、議案第46号、平成27年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について説明を終わります。

[「休憩お願いします」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 休憩します。10分間。

-----○-----

休憩 午前11時06分

再開 午前11時13分

-----○-----

○議長（永田義昭君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。建設下水道課長。

○建設下水道課長（前崎 誠君） 議案第47号、氷川町道路線認定についてご説明いたします。

道路法第8条第1項の規定により、別添調書のとおり町道の路線を認定することとする。

提案理由といたしまして、氷川町道路線の認定については、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める必要があるためでございます。

次のページをお開きいただきたいと思います。認定路線調書を付けておりますのでご覧いただきたいと思います。整理番号1、太尾苜蓿橋線と碓原2号線の2路線でございます。この路線については、現在県道小川八代線であります。道の駅北側の県道鹿野赤迫線と町道太尾線を含めた大野交差点改良を、県で一体的に整備するため、町道太尾線を県道に区域編入し、今回路線認定する県道小川八代線の一部を町に移管するため路線認定が必要となります。路線の位置図はその次のページに路線図を添付しております。なお、太尾苜蓿橋線については、宇城市内の区域を含

めた路線認定であるため、道路法第8条第3項の規定により、宇城市より承諾書を頂いておりますので、あとでご覧いただきたいと思っております。

以上で、議案第47号についての説明を終わります。

○議長（永田義昭君） 企画財政課長。

○企画財政課長（森田寿也君） 続きまして、認定第1号、平成26年度氷川町一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

地方自治法第233条第3項の規定によりまして、平成26年度氷川町一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けまして議会の認定に付するものでございます。決算の認定につきましては、配付しております別冊の資料、平成26年度における主要な施策の成果に関する調書の中で事業の内容等を詳しく記載しておりますので、決算の概要につきまして説明いたします。

まず、決算書の歳入の部1ページから2ページをご覧ください。5款の町税であります。予算現額、調定額、収入済額は記載しておりますので省かせていただきます。不納欠損額、5項の町民税で178万1,700円、10項の固定資産税で312万3,380円、10項の軽自動車税では82,600円であります。また、収入未済額は5項の町民税で1,893万1,698円、10項の固定資産税で2,556万2,394円、15項の軽自動車税では148万3,500円でございます。

続きまして、3ページ、4ページをご覧ください。55款の分担金及び負担金、10項の負担金で135万8,380円の収入未済額がありますが、養護老人ホーム入所者負担金1万7,500円、保育料133万3,510円、未熟児養育医療費保護者負担金7,370円でございます。

60款の使用料及び手数料、5項の使用料14万6,300円の収入未済額がありますが、墓地公苑の永代使用料、町営住宅使用料と、駐車場使用料でございます。

65款の国庫支出金、10項の国庫補助金で収入済額と予算現額に1億4,000万円ほどの差がございますが、この差につきましては、6月定例議会において繰越明許費繰越計算書でご説明しましたが、地方創生事業の地域消費喚起生活支援型及び先行型、農業費の経営体育成支援事業、土木費の町道吉本本山線改良事業、橋りょう改良事業、御講田線の河川改修事業等の財源であります。平成27年度への繰越事業に係るものでございます。

続きまして、5ページから6ページをご覧ください。99款、5項の町債で、収入額と予算現額との差3億6,400万円につきましては、繰越事業に係る部分と実際の借入額の差額の合計額でございます。

以上で、歳入につきましては説明を終わらせていただきます。

次に歳出に移りまして、7ページから8ページをご覧ください。10款の総務費、

5項、総務管理費で翌年度繰越額1,537万5,000円につきましては、地区活性化総合交付金（自主防災組織運営交付金）事業、氷川町人口ビジョン策定事務事業、住民主役のまちづくり補助金事業で地方創生事業の先行型の分でございます。

20款の衛生費、5項、保健衛生費での翌年度繰越額122万円は、働く世代の女性支援のためのがん検診未受診者対策緊急支援事業分でございます。

25款の農林水産業費、5項の農業費の翌年度繰越額2,660万6,000円は、農業収入安定化事業、農業元気づくり支援事業、地方創生事業の先行型ですが、及び経営体育成支援事業でございます。

30款、5項の商工費での翌年度繰越額3,700万円は、プレミアム付き商品券販売補助金事業で、地方創生事業の地域消費喚起生活支援型氷川まつり補助金事業の地方創生事業先行型の分でございます。

次に、8、9、10にかけてご覧ください。35款の土木費、10項の道路橋りょう費での翌年度繰越額2億4,531万5,000円は、町道吉本本山線改良事業及び橋りょう改築事業分と、15項の河川費での1,924万7,000円は、準用河川「御講田川」河川改修事業及び高塚地区水路改修事業の分でございます。

40款、5項の消防費での翌年度繰越額6,413万円は、八代広域行政事務組合消防本部負担金（消防救急無線デジタル化等）事業分でございます。

45款の教育費、5項の教育総務費、10項の小学校費、15項の中学校費での合計の翌年度繰越額1,131万9,000円は、小学校3校、中学校のICT機器整備事業及び支援業務委託事業で、地方創生事業の先行型事業でございます。

12ページ以降の事項別明細書の歳入歳出につきましては、委員会の中で個々での説明をいたしますのでよろしく願いいたしたいと思います。

続きまして、149ページをご覧ください。実質収支に関する調書でございます。歳入総額77億9,315万6,346円、歳出総額72億4,574万4,483円で、歳入歳出差引額5億4,741万1,863円、翌年度へ繰越すべき財源の（2）の繰越明許費繰越額4,719万8,000円を控除いたしまして、実質収支額は5億21万3,863円となります。実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額につきましては2億6,000万円といたしております。

次に150ページからは財産に関する調書でございますが、151ページ、152ページの公有財産の総括表でご説明申し上げたいと思います。

まず、行政財産のその他の行政機関のその他の施設での346.5平米の面積の増は、宮原振興局へギロッチョコ池を編入したことによるものでございます。建物の非木造面積320.06平米の面積の増は、宮原振興局を新築したものによるもの



でございます。公共用財産の公営住宅の467.54平米の面積の増、及び公園の178.87平米の増は、高塚農村公園の分で地籍調査による変動によるものでございます。それと公営住宅も地籍調査による変動によるものでございます。その他の施設での2,874平米の面積の増は、スマートインターチェンジの横にあります調整池が地籍調査により判明いたしましたので、新規に追加したものでございます。建物の非木造で515.04平米の面積の増は、八火図書館の新築による変動でございます。

次に普通財産の土地の面積及び建物の非木造面積につきましては、増減の変動はございません。

157ページ、158ページの山林、有価証券の増減はございません。

159ページの出資による権利についても増減はございません。

160ページをご覧ください。物品につきましては、普通小型貨物車につきましては、農地整備課が廃車、軽乗用車につきましては健康福祉課が廃車によりまして、1台ずつ減となっています。軽貨物車の1台増につきましては、シルバー人材より譲渡していただいたものでございます。その下の欄の物品につきましては、20万円以上の備品は財務規則で決算書に掲載をしなければならなかったのですが、不手際により昨年度まで掲載しておりませんでしたので、今回掲載させていただいております。お詫び申し上げたいと思います。

平成26年度の決算書より、財務規則により分類を参考といたしまして、数量を掲載させていただいております。印判・旗類から机、椅子、箱・棚ほか図書までの12分類いたしまして掲載いたしましたもので、ご覧いただきたいと思います。

3. 債権につきましてはでございます。奨学資金の貸付金の貸付及び償還が行われており、平成26年度は償還金が上回ったため、294万4,000円の減となっております。郡医師会貸付金につきましては、1,795万円の償還があったもので、現在高は0となっております。

続きまして、160ページをご覧ください。基金の財政調整基金の決算年度中の増減高が343万9,000円の増となっていますのは、利息を積み立てたものでございます。合併振興基金の5,982万6,000円の減につきましては、ソフト事業へ充当したものでございます。竜北物産館運営基金の304万2,000円の減につきましては、物産館施設整備の財源としたものでございます。図書館建設基金の4,700万円の減額につきましては、八火図書館建設費用の財源としたものでございます。

最後に、163ページをご覧ください。土地開発基金運用調書につきましては、基金の積立状況であります。決算年度中増減高で113万2,728円の減につ

きましては、2の基金の運用状況及び土地明細書をご覧いただきますと、町道旧国道2号線道路改良事業での用地買収面積41.16平米分の金額が126万7,728円でございます。なお、土地明細書との金額の差額については、利息13万5,000円があるためでございます。

以上で、平成26年度氷川町一般会計歳入歳出決算書の認定についての説明を終わらせていただきます。

○議長（永田義昭君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（山下 剛君） 認定第2号、平成26年度氷川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度氷川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

開けまして、1、2ページをお願いいたします。歳入について、5款の国民健康保険税に対する不納欠損額が520万5,400円で、そのうちの主なものとして、医療給付費滞納繰越分が377万3,066円で、対象世帯数は30世帯となっております。

次に、事項別明細書の11、12ページをお願いいたします。歳入です。5款、国民健康保険税の現年度分の収納率は95.7%となっております。過年度分につきましては、収納率19.6%となっております。

続きまして、19、20ページをお願いいたします。歳出です。10款、保険給付費で13億5,362万8,495円は、前年比5.2%の増加となっております。

29ページをお願いいたします。実質収支に関する調書です。歳入総額21億7,883万7,112円、歳出総額20億4,840万3,307円、歳入歳出差引額1億3,043万3,805円です。

次のページの財産に関する調書についてです。国民健康保険基金の決算年度末現在高は4,427万6,480円となっております。

以上で、認定第2号、平成26年度氷川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の説明を終わらせていただきます。

続きまして、認定第3号、平成26年度氷川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度氷川町介護保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

31、32ページをお願いいたします。歳入につきましては、5款、保険料に対

する不納欠損額 1 5 2 万 7, 1 4 0 円で、対象者は 5 5 名となっております。

次に、事項別明細書の 3 9、4 0 ページをお願いいたします。介護保険料の収納率につきましては、現年度分の収納率は 9 9. 3 % となっております。過年度分につきましては、収納率 1 1 % となっております。

続きまして、4 9、5 0 ページをお願いいたします。歳出につきましては、1 0 款、保険給付費の支出済額は 1 2 億 2, 1 6 9 万 7, 3 0 0 円で、前年比 4. 4 % の増となっております。

5 7 ページをお願いいたします。実質収支に関する調書です。歳入総額 1 4 億 1, 2 3 9 万 7, 4 2 7 円、歳出総額 1 3 億 1, 4 6 9 万 3, 5 9 9 円、歳入歳出差引額 9, 7 7 0 万 3, 8 2 8 円です。

次のページの財産に関する調書についてです。介護給付費準備基金の決算年度末現在高は 7, 9 5 8 万 4, 8 1 9 円となっております。

以上で、認定第 3 号、平成 2 6 年度氷川町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の説明を終わらせていただきます。

○議長（永田義昭君） 建設下水道課長。

○建設下水道課長（前崎 誠君） 認定第 4 号、平成 2 6 年度氷川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、平成 2 6 年度氷川町下水道事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付け議会の認定に付します。

歳入歳出決算つづりの 6 5 ページから 6 6 ページをご覧ください。歳入でございます。5 款、分担金負担金、5 項、分担金、5 目、分担金におきまして、収入未済額が 1, 3 5 2 万 4, 1 0 0 円でございます。

1 0 款、使用料及び手数料、5 項、使用料、5 目、下水道使用料でございますが、1, 3 1 2 万 3 3 0 円の収入未済があっております。

続きまして歳出でございます。6 9 ページから 7 0 ページをご覧ください。歳出につきましては、5 款、公共下水道事業費、5 項、公共下水道事業費におきましては 1, 1 6 8 万 5, 7 5 8 円の不用額が生じております。

7 3 ページから 7 4 ページをご覧ください。1 0 款、個別排水処理事業費、5 項、個別排水処理事業費につきましては 3 6 万 4, 8 2 3 円の不用額が生じております。

1 5 款、公債費、5 項、公債費につきましては 3 1 万 7, 5 3 9 円の不用額が生じております。

2 0 款、予備費、5 項、予備費では支出があっておりませんので、当初予算額 5 0 万円が不用となっております。

続きまして、実質収支についてご説明いたします。7 5 ページをご覧ください。

歳入総額7億1,901万2,832円、歳出総額6億9,609万880円で、歳入歳出差引額が2,292万1,952円でございます。実質収支額も同額でございます。

77ページから78ページまでは、公有財産に関する調書が記載されていますのでご覧いただきたいと存じます。

続きまして、認定第5号、平成26年度氷川町宅地開発事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度氷川町宅地開発事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付け議会の認定に付します。

歳入歳出決算書つりの88ページから89ページをご覧ください。まず、歳入でございますが、10款、繰入金、3項、一般会計繰入金の収入済額が940万8,000円と、15款、繰越金、5項、繰越金の収入済額が10万7,434円となっております。収入合計といたしましては951万5,851円で、予算現額と収入済額との比較では、5万6,851円の増となっております。

続きまして歳出でございます。90ページから91ページをご覧ください。それぞれの款におきまして、大きく不用額が生じた項目がございませんので説明を省略させていただきますと存じます。

続きまして、実質収支についてご説明いたします。92ページをご覧ください。歳入歳出総額951万5,851円、歳出総額940万6,761円で、歳入歳出差引額が10万9,090円でございます。実質収支額も同額でございます。

93ページには公有財産に関する調書が記載されていますのでご覧いただきたいと存じます。

以上で、平成26年度氷川町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定並びに氷川町宅地開発事業特別会計歳入歳出決算のご説明を終わらせていただきたいと思います。

○議長（永田義昭君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（山下 剛君） 認定第6号、平成26年度氷川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度氷川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

94、95ページをお願いします。歳入につきましては、5款、後期高齢者医療保険料の収納率は99.4%となっております。不納欠損額が17万8,500円で、対象者は6名となっております。

次に、事項別明細書の100、101ページをお願いします。20款、繰入金に

つきましては、一般会計より保険基盤安定繰入金として4,662万3,825円を繰り入れております。

104、105ページをお願いします。主な歳出は、10款、後期高齢者医療広域連合納付金が1億4,651万6,225円で、前年比0.01%の減となっております。

最終ページの108ページをお願いします。実質収支に関する調書です。歳入総額1億4,977万8,718円、歳出総額1億4,919万3,432円、歳入歳出差引額58万5,286円です。

以上で、認定第6号、平成26年度氷川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の説明を終わらせていただきます。

○議長（永田義昭君） 次に、この決算の認定について監査委員から審査意見書が提出されておりますので、その説明を求めます。本田代表監査委員。

○代表監査委員（本田孝志君） それでは、決算審査の報告をいたします。平成26年度氷川町一般会計及び特別会計決算が、議会の認定に付するにあたり、審査の結果について意見を求められましたので報告いたします。

7月3日付けで町長より氷川町一般会計歳入歳出決算書、各特別会計歳入歳出決算書、財産に関する調書、土地開発基金運用調書について、地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定により、監査委員の審査に付するものの通知がありました。監査委員では、予算執行、事務事業の執行、財産管理等について関係各課の協力を得、審査を終了したところでございます。審査意見書を取りまとめ、8月26日町長に提出した次第であります。

次に、審査にあたり審査の主眼点は、監査必携に記載してあります決算審査の着眼点に沿って行いました。1. 各会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書等は関係法令に基づいて作成されているか。2. 決算書の係数は正確であるか。3. 予算の執行は適正かつ効率的に行われているか。4. 財政の運営状況は堅実であるか、などであります。審査の結果は、各会計の決算書及び同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書などは、地方自治法施行規則に示された様式に基づいて作成されております。また、その係数については正確であり、適正に執行されていると認めます。

財政の運営状況については、意見書第15表財政諸表に掲示しております。実質収支比率が12.3%と平成25年度に引き続き10%を超え、望ましいとされる3%から5%を上回っております。また、財政構造の弾力性を示すとされている経常収支比率は85.9%で、平成25年度より0.7%改善しているものの、依然高い状況にあります。改善の方策の検討をお願いするところであります。

以上、報告いたしました。詳細につきましては氷川町一般・特別会計歳入歳出決算審査意見書及び氷川町基金運用状況審査意見書等に記載しておりますのでご覧いただきたいと思っております。

以上、報告を終わります。

○議長（永田義昭君） 説明が終わりました。これから質疑を行います。

まず、議案第38号について質疑はありませんか。米村議員。

○9番（米村 洋君） この条例の改正はマイナンバーということ踏まえての改正だと思うんですが、そもそもこの個人情報保護という目的、これは個人の利益、権利利益を保護するためという、それも官も民の企業体も厳しくやっていると思うんですが、うちの町もその辺のところは、非常に個人情報の保護というのは厳しくやってみえますか。総務課長どうですか。

○議長（永田義昭君） 総務課長。

○総務課長（陳野信次君） 行政が取り扱います個人情報の保護、それから情報の流出等についてのご懸念のかたちでのご質問かと思っておりますけれども、私たちが保有しております行政情報につきましては、この保護条例に基づきまして適切に管理しているということでご回答させていただきます。

○議長（永田義昭君） 米村議員。

○9番（米村 洋君） それでは、税金の徴収についてお伺いします。税の徴収において、各区長さんに委嘱している範囲内と、税の徴収まで区長にそういう税の委託をするとか、委任するとか、そういうことはやっていないと思うんだけど、その下にいる各区にいる評議員さんたちが区長の意に沿って税金の徴収をやっている。これは税個人情報の漏えいに値しませんか。

○議長（永田義昭君） 総務課長。

○総務課長（陳野信次君） 税の賦課徴収につきましては、行政が行います事務といたしまして、区長さんの任務というかたちで、町のほうは区長さんに税金の納付書の通知の発行及び税の徴収の事務につきましてご依頼をいたしているところがございます。実際の納入の方法につきましては、現在税務課のほうでも各地区の実態を調査し、今後改正すべき点は改正すべきというところで、現在の各地区の徴収の実態を確認した上で対策を考えていきたいというところで行っているところです。

○議長（永田義昭君） 米村議員。

○9番（米村 洋君） 税の徴収も区長に、そういうことも委嘱しているということ、税の徴収。その区長は所管は税の徴収まで入れているということ。

○議長（永田義昭君） 総務課長。

○総務課長（陳野信次君） 区長の任務として税の徴収も区長の業務ということで行っ

ております。

○9番(米村 洋君) どのように明記しているの。

○議長(永田義昭君) 総務課長。

○総務課長(陳野信次君) 条例の行政区及び区長の設置に関する条例でございます。

○9番(米村 洋君) 読んでみてください。

[「休憩お願いします」と呼ぶ者あり]

○議長(永田義昭君) 休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時52分

再開 午前11時53分

-----○-----

○議長(永田義昭君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。総務課長。

○総務課長(陳野信次君) 先ほど条例ということで回答いたしました。訂正しお詫びいたしたいと思いますが、氷川町行政区設置規則というのを制定をいたしております。この中の第5条で職務といたしまして、「区長は区を代表し、町行政と地方自治組織との連携調整を図り、行政浸透、区住民の福祉増進に努めることをその職務とする」ということで、第2項で「区長は、町長の指示に従い、次の業務を行う」ということで、区長の事務をうたっているところでございます。その第1号で町税等についての通知書の交付及び納付に関する事務を区長の職務ということで規定しているところでございます。

○議長(永田義昭君) あと1回だけにします。米村議員。

○9番(米村 洋君) 町長、その条例等々にそうやって記載をしているということで分かりましたが、区長たちが、自分たちが忙しいからその中に区域区域に、地区地区に評議員がいるわけですよ、評議員が。評議員たちに結局税の徴収に行かせる。そうしたら、評議員たちは、その秘密を知ってしまう。税金の、納付の。その中で、結局あそこは税の払いが悪いとかいろんな話が出るわけですよ、評議員の中で。だから果たして、区長に対して、区長自ら徴収の義務をしなければならないということの説明しているのか、そのほかに対しては個人情報漏えいに関することだから、例えば地域の評議員たちがいる人たちが一切徴収をやってはならないよということを、あえて説明までしなきゃいけないと思うんですよ。今後において、個人情報保護といって片方では、区長はそうやって、結局一つの条例にうたっているといっても、区長がその主旨的なものを守らないことはたくさんあると思うんですよ。それに対して、一つ昔はこの結局納税報奨金というので還元していた時代がありますね。今はこれは地域活性化交付金ということでやっていますね。区長たちも勘違い

していると思うんですよ。自分が守秘的な義務を守らなくちゃいけないという認識はないと思うんですよ。その辺のところを徹底して、個人情報の保護ということにおいて、個人の権利利益を保護するという目的であれば、その辺も徹底すればいいと思うんですけどどうでしょうか、その辺のところ。

○議長（永田義昭君） 町長。

○町長（藤本一臣君） まさに個人の情報を保護するということは大切なことでございますし、そのことにつきましては区長さんの一番任命をします時に、そういった説明はいたしておりますが、それぞれの地区によりましてはそれぞれの徴収方法があるようでございまして、そのあたりにきちんと秘密を守るという前提の下に行われているのかどうか、そのあたりは少し懸念がございまして、今税務課のほうで調査し、今後のあり方についても、少し変えていかならんなどということを今検討させているところでございまして、そのうえでそれぞれの納付につきましても、いわゆる口座引落を町は推進しているわけでありまして。そうしますと、それぞれの個人の秘密というのは保たれるわけがございまして、そういったところと並行させながら、しっかり個人の秘密を守るという立場で、今後も指導なり、あるいは改正をしていきたいと思っております。

○議長（永田義昭君） あと1回だけ。

○9番（米村 洋君） 総務課長、今、町長が言ったように、税務課長も徹底してそういうことを、やっぱり一つの保護的なことをやるんだったらそういうことも徹底してやったほうがいいと思いますね。いいですか。いいですね。

○議長（永田義昭君） いいですね。ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第39号について質疑はありませんか。江崎議員。

○5番（江崎 悟君） マイナンバー制度に基づいて、今回手数料条例の一部を改正されるわけですけど、住民の方にとって非常に分かりづらさと言いますか、今回の1条においては住民基本台帳カードの次に個人番号の通知カードを入れます、追加しますということです。それから、第2条は住民基本台帳カードと個人番号の通知カード、これを1月1日からこのように変えますよと。これを変えるものが個人番号の通知カードと個人番号カード、この2つに変わりますよと今回条例の一部改正がなされている。住民基本台帳カードに対応するものは個人番号カードになるんですかね。個人番号の通知カードはそのまま今回のマイナンバーによって追加された分。住民基本台帳カードの交付分が個人番号カードに変更になりますよということを、この条例の一部改正でうたってあるということですか。



○議長（永田義昭君） 町民環境課長。

○町民環境課長（中島 正君） ちょっと分かりづらかったので申し訳ございません。

これは、まず流れとしましてご説明する必要があるのかなと思いますけれども、住民基本台帳カードにつきましては、年明けますと1月1日からは交付はしませんということがまず出るわけですが、住基カードと俗に言いますけれども、それにつきましては2種類ございます。顔付と情報だけという部分でありますけれども、通知カードにつきましては、委託業者であります国がお示しているジェイリスというところがありますけれども、そこが一括して通知カード、ただ顔写真が入らない個人の、例えば健康保険証とかいうかたちで、ただ番号、4情報、住所・氏名・年齢というかたちで出るわけですが、それを皆さんにお配りすると。ちょっと分かりづらいんですけど、あとは、個人番号カードというのは通知カードをお持ちいただいて、それで免許証、俗にいう免許証、顔写真がありますけれども、そういうカードに変わりますよということで、それはそれぞれの住民の方が申請する必要がありますということが前提になります。それによりまして手数料を1件ずつ、最初は頂かないということで今はなっております、無料となっておりますが、再交付にあたっては500円、800円というかたちで頂きますよというかたちで明記させていただいているところでございます。ちょっと分かりづらかったと思いますが、私も今、国のほうもちょろちょろ変わっております、通知カードにカバーを付けようとか、そういうのもつい最近出ておりますので、まだはっきりしたことは言えませんが、これだけは指示がきているということでご理解いただければと思います。

○議長（永田義昭君） 江寄議員。

○5番（江寄 悟君） これについて新聞でいろいろ報道がなされていますけれども、基本的には住民基本台帳、これそのものは交付はしないと。ただし役場のほうにはありますよと。個人カードについては顔写真が入ったものを全員に配りますよということですね。そして、それを無くした方の再交付は料金を800円頂きますよということで、それでよろしいんでしょうか。

○議長（永田義昭君） 町民環境課長。

○町民環境課長（中島 正君） 個人カードにつきましては、申請、要は通知カードは全員にお配りします、世帯ごとに国から簡易書留で送ってきます。それにつきましては間違いなく一人に1枚、悉皆性というかたちになっておりますが、個人番号カードにつきましては、本人さんの要は申請に基づいて交付するというかたちになります。よろしいでしょうか。以上でございます。

[「休憩お願いします」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 休憩します。

-----○-----

休憩 午後0時03分

再開 午後0時04分

-----○-----

○議長（永田義昭君） 休憩前に引き続き、再開します。ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第40号について質疑はありませんか。江寄議員。

○5番（江寄 悟君） これ、町長、このまちづくり条例の制定を読ませていただいて、休憩に入るのかなと思ったんですが、ここで終わりになるかと思えますけれども、実はこの条例を読んでいて、設置のところでまちづくり活動の拠点にしたいんだと。町内外の情報発信交流まちづくり活動を担う人材育成で、総合的な住民自治によるまちづくりをやるんですよ、それがこの目的ですよということですよね。ですから、まちづくり情報銀行をこの名前のおり活用していこうということですが、これを活用する人間、どういう人が想定されるのか。それはあくまでもまちづくりをやるんだということを前提にしないと、利用の許可が得られませんよ、情報銀行の設置の目的に沿わないときにはだめですよということだから、まちづくりを一生懸命頑張ろうという人にしか貸さないんですよ。そうなのに、なぜ研修室の使用料を200円取るのか。使用料金がここで発生するのか。冷暖房使用料もお金を出さない。まちづくりをやる人としていないのに、何で研修室の使用料を取るんですか。非常に私はこの条例には疑問を感じるんです。一般の人に貸し出す部分のときには、それは200円、他の施設と同じように取っていいんです。ただ情報銀行では、このまちづくりをやる人にしか許可は出しませんと書いてあるんですよ。その人たちから、一生懸命まちづくりを頑張ろうと言っている人たちから料金を、そこを使うときに取るんですか。主旨と、それからこの条例、非常に矛盾を感じたんです。だからこれについては、私は納得ができない。そのところをよろしければ町長、説明をしていただきたいなと思います。

[「休憩お願いします」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） ちょっと休憩します。

-----○-----

休憩 午後0時06分

再開 午後0時15分

-----○-----

○議長（永田義昭君） 休憩前に引き続き、再開いたします。町長。

○町長（藤本一臣君） まちづくり情報銀行の設置条例に関するお尋ねだろうと思っております。基本的に私の考えも、課長が答える考えも町の方針でございますから、全く違いはございません。それぞれの委員会でお尋ねになっても結構なんですけど、あえてそういった質問がありましたのでお答えさせていただきたいと思っております。

まさにまちづくり情報銀行の位置付けを明確にするということで今回条例を制定をいたしました。これまでは町の施設の一部ということで、自由にといいますか使ってきた部分がございます。今回、秋山展示場ギャラリーを設置する、あるいは2階の研修室をどう使っていくのかという議論のうえで、今回設置条例をつくったということでございます。そこにまちづくりのための活動ならば、使用料を取る必要はないんじゃないかという議員の見解でございますけれども、やはりまちづくり情報銀行も行政財産のひとつでございます。しっかりその財産を管理していく上では必要な経費がかかるわけでございます。そのうえで、規則の方で減免の規定あたりもつくりたいと思っております。まさにまちづくりの趣旨に沿う、目的にしか使用できないわけでございますが、その中でも特に必要と認める分につきましては、あえてその使用料を徴収をしないと。逆に言いますと、多分今度は政策協定を結んでおります各学生が、この研修の場に使うかと思っておりますが、そのときにまちづくりのためにという理由で全て無料で開放していいのかという部分もございまして、一般の町民の方々でも活用は可能でございます、利用は。そのときにまちづくりという代名詞だけで、全てを無料で使用していただくということには、少し懸念があるわけございまして、そういった規定をまず設けさせてもらう。そのうえで必要な減免の措置をとらせていただきたいという考え方で、今回提案をしているところであります。

○議長（永田義昭君） いいですか。ほかにありませんか。河口議員。

○1番（河口涼一君） それでは、関連をしまして質問をいたしますが、大変基本的なことをお尋ねして、全く理解していないんじゃないかということで叱られるかもしれませんが、3条で、研修室と展示場を設置すると記してありますが、これはそれぞれ1つということで理解していいんですか。

それと展示場ですが、この展示場というのは次の4条の4項、秋山幸二氏の顕彰に係る展示のみということですか。何か展示の申し出があったときに展示ができるとか、それはどうなんでしょうか。

それと、利用規則がつくられると思うんですが、この利用自体は時間内だったら自由に断りなく出入りできるということですか。施設を、研修室を借りたいと思え

ば、これはどこに申し込みをすればいいんですか。

以上、お尋ねします。

○議長（永田義昭君） 総務振興課長。

○総務振興課長（木本栄一君） まず、第3条の研修室と展示場の件でございますが、研修室は2階の部分を考えております。現在会議等に使っております。展示場は1階正面玄関を入った部分を展示場と考えております。展示場の部分につきましては、秋山幸二氏からいろんな物品を提供していただきました。その当分の間はその展示ということで考えております。

それと研修室は午前9時から午後10時まで使えるようになっております。こちらのほうは、指定管理になるまでは総務振興課のほうに申請していただいて、貸出をしたいという考えでおります。

○議長（永田義昭君） ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第41号について質疑はありませんか。

[「休憩をお願いします」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） ここで休憩します。

-----○-----

休憩 午前0時22分

再開 午後1時15分

-----○-----

○議長（永田義昭君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第41号について質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第42号について質疑はありませんか。江寄議員。

○5番（江寄 悟君） 5番の江寄です。13ページです。一か所だけお伺いします。

塵芥処理費で今回新たに家庭用の水切り器を全世帯に配付して、ごみの減量化を図ろうということで水切り器というものを配付しますよということなんですけど、今回初めて聞いたんですが、どういう品物で、なぜこの水切り器を全世帯に配付するようになったのか、その経緯をお伺いしたいと思います。

○議長（永田義昭君） 町民環境課長。

○町民環境課長（中島 正君） 水切り器につきましてはの経緯でございますけども、私が平成23年からやっているんですけれども、その中で地区懇談会をやる中で、ど

うしても減量化は必要だと。これから焼却施設の問題も抱えておりますので、まずは水切りで減量化、1グラムでも2グラムでもいいから減量化していただくという思いで、今まで地区懇談会の中ではCDを使った減量化とか水切り器とか、ただで使えるようなやつを推進してきましたが、なかなか取り組んでいただけない、減量化につながっていないという現状がずっと続いておりましたので、今回せめて皆さんに知っていただいて、こうすれば減量化できますよ、1グラムでも2グラムでも減量化できますよということで今考えておりますのが、ただ挟み込んで絞っていただく。シンクの中でも場所をとらないという物を準備できたら皆さんに配付し、それで一人でも多くの方に取り組んでいただければ減量化につながるんじゃないかということで、今のところ、今回そういう水切り器を購入いたしまして、各世帯に1個ずつ配付して減量化の意識を高めていただきたい、していただきたいということで、今回要求しているところをごさいます、これから1月、2月区のほうで総会があると思いますけれども、その際に減量化をお願いしますということで、1世帯に1個配りたいと今のところ計画をしているところをごさいます。

○議長（永田義昭君） 江寄議員

○5番（江寄 悟君） 水切りをすることによって水分を減らしていこうと。1個あたり、各家庭に配るその水切り器、1個あたり概ねこれでいけば2,000円ぐらいなんですかね。どのくらいするんですか。こういうのって言われたんですけど。1個あたりどのくらいの価格の物を配付されることになるんでしょうか。

○議長（永田義昭君） 町民環境課長。

○町民環境課長（中島 正君） この予算でお願いしているのは、1個あたり900円、税抜きでございますけれども、900円を計画しております。

○議長（永田義昭君） ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第43号について質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第44号について質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第45号について質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第46号について質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第47号について質疑はありませんか。江寄議員。

○5番（江寄 悟君） 今回の道路認定についてお伺いします。これは産建のほうなので、ちょっと中身についてお伺いしたいんですけど、今回県道小川八代線を町のほうが引き受けるというかたちで路線認定が出されているということだと思います。今回県道を町道にするというところで、中身をちょっと見せていただいたんですが、県のほうが逆にここの道の駅のところまでに下りて県道に認定するんだという、その県道のルート変更についての協議等はもうすでに整っているんですか。というのが一つです。その協議が整っていて、必ず県道がここの交差点、3号線にぶつかる交差点のところに県道が入って、そこを用買も含めて県で一体的に整備しますという確約がとれているのかどうか。ですからここの道路認定を行いますということで提出されているのかどうか。

それからもう一つ、宇城市長からの承諾書というかたちで出ていますけれども、本来だったら行政エリア内を管理するというのが通常の話なんですけれども、今回宇城市部分、苧萱橋の宇城市部分も氷川町で町道認定して、管理も町でやりますよということを宇城市が承諾しましたというのが付いています。宇城市のこの苧萱橋の半分ですね、半分の部分と、宇城市からこの県道小川嘉島線に行く部分、これは県道が廃止されて宇城市の市道になるんじゃないんですか。宇城市の市道になるのに、なぜ氷川町で苧萱橋全部を管理しなければならないのか。当然宇城市エリア部分は県道廃止された宇城市道とこの苧萱の砂川の真ん中のところまでは宇城市が管理すべきだと思うんですけども、なぜ氷川町で宇城市から了解をとって、承諾を受けて町が管理するのか、その2点についてお伺いします。

○議長（永田義昭君） 建設下水道課長。

○建設下水道課長（前崎 誠君） まず1点目ですが、県道小川八代線の町道太尾線を含んだところの路線の認定についてですが、宇城市さんの市道認定、それと氷川町の町道認定が済んだあと、12月議会で県道に区域、町道太尾線を含めたところの県道認定というところで協議を進めております。それと事業費につきましては。

○5番（江寄 悟君） 協定書はありますかと聞いているんです。

○建設下水道課長（前崎 誠君） 確約書までは至っておりません。ただ、協議の中でそういった手法を進めていきますというところで協議を県と実施しているところでございます。

事業費につきましては、県のほうでこの道の駅の横の鹿野赤迫線についても右折

レーンを設ける事業を従前から要望してきました。その鹿野赤迫線と県道小川八代線を含めた一体的なこの大野交差点というところで、県のほうで用地買収ほか事業につきまして実施していく予定になっております。

2点目でございますが、県道小川嘉島線ですかね、県道から苧萱橋までの部分につきましては、6月に宇城市の市道として認定されております。言われるのは橋りょうの半分から氷川町が管理すべきじゃないかというところなんですけれども、これも宇城市さんとちょっと協議させていただいて、氷川町が橋自体は普通片一方の自治体が管理していきますので、協議の中で氷川町が橋全体を管理するというところで進めております。そういった協議の中でしております。以上です。

○議長（永田義昭君） 江寄議員。

○5番（江寄 悟君） ちょっと説明が分からない。要するに、今回県道を町道に移管します。それは県との協議の中でそうしました。でも、確約書等はありません。県はそれを移管してくださいとか、移管していいですよ。その代りこの県道については、道の駅のところまで県道を伸ばしますという話を今課長はしませんでしたね。要するに、県道をそこで止めて、今の町道部分、町道部分を県が一体的に整備しますという表現をされましたけども、県道に移管して交差点のところまで県道に移管して、県が一体的に整備しますというそういう確約が取れているんですかって聞いているんです。ですから、県道を町道にするという路線認定の中で、県道部分を町が管理しますよという、あの長さを管理しますよと言うんだけど、その理由としては県道が国道のほうに下りてきて県道とします。だから県道になりますから、あそこの交差点部分は一体的に県が整備することにしますということで確約が取れていますかと聞いているんです。だから、県道にしますということが次の県議会に出しますということが確約で取れてますか。今さっきの話では、打合せの中でそういうふうにしていますということですけど、そのところはどうかと聞いているんです。

○議長（永田義昭君） 建設下水道課長。

○建設下水道課長（前崎 誠君） すみません、説明が悪くて申し訳ありません。国道3号から既存の県道小川八代線までが太尾線になるんですが、それを県道のほうに移管して区域に含んでいただいて、県道の起点が変わるような感じになりますので、そこから国道3号から八代市のほうに向かって小川八代線という路線になりますので、それを一体的に整備していただきます。国道に並行して、今度町道に認定する部分については、町のほうが一貫して管理をしていくというところになっております。確約をというところなんですけど、確約書の取り交わしまでは至っておりません。実際、協議する中でそういった市道認定、町道認定を済ませてからそういったこと

で進んでいくという手順で打合せをしているところだけなんで、確約書の取り交わしは行っておりません。すみません、以上です。

○議長（永田義昭君） 江寄議員。

○5番（江寄 悟君） ということは、これの施工時期は県のほうが県道部分を向こうは路線廃止して、こちら側を新設で認定しますということが県議会で決まった時点で、これは施工を開始しますという項目がないと、要するに県が、こっちに路線変更しなかった場合は町がそのまま県道をもらっただけで終わるじゃないですか。こっち側の一体整備ということができなくなる。そういう条件付きというか、施工はその県議会でその分が決まった時点というのが入っておくべきだと思うんだけど、なぜそこが入っていないのか。要するに、県議会で決まるまでは、町道と県道があそこ2つある。同じ路線を町と県が認定していることになる。だから県の路線廃止とこっちに付け替えてくれるという条件だから、その条件を県が満たしてくれた時点でこれは施工しますよというのが当然じゃないかと思うんだけど、その部分はどうなんですか。

それから、さっきの橋はどちらかの町村が管理しますというふうに、うちの氷川町の境界部分にある橋は、全てこういうかたちでどちらかの町村が管理しているんですか。半分半分、管理しているんじゃないですか。市町村境界線で管理を、両方で話し合っただけでその橋の整備をやる。そういうふうに町道というかな、そういうのも境界線が道の上にあるときには、半分半分じゃないんですか。これは宇城市が管理すべきところを氷川町に管理していいですよと宇城市から認められましたという承認ですからね。そやけん、必ず橋はどちらかの市町村が一つで管理しなければならないという表現を課長はされましたけども、果たして境界線上にあるうちの橋は全てそういうどちらかの市町村が管理するという管理エリアがこうやって両方の市町で決められているんですか。そこのところを2点お伺いします。

○議長（永田義昭君） 建設下水道課長。

○建設下水道課長（前崎 誠君） 橋りょうですが、氷川町から八代市の鏡に架かっています野津橋と松本橋については、氷川町のほうで管理しております。氷川の河川改修事業等で改修がありまして架け替わりました時に、八代市鏡町さんから負担金をもらって橋の改修を架け替えている実例であります。今、半分と言われましたが、橋の長さというか、区域河川を中心というか、滞筋の流れるところを中心ですので、松本橋と野津橋については3分の1の負担を八代市さんに、氷川町につきましては3分の2を負担するというところで、橋りょう台帳につきましても、町のほうで、氷川町のほうでつくって、実際管理も維持管理、それと電灯等の管理も行っております。1点目の確約というか、それにつきましては、認定の条件ですかね。



○5番（江寄 悟君） いいです。議長、最後にお願いします。

○議長（永田義昭君） 江寄議員。

○5番（江寄 悟君） 町長、よろしいですか。今の私のほうで質問させていただいた県道のこちらに付け替える分というのは、念願というか、昔から氷川町前の町長時代から県道をこっちに付け替えて、あそこの一体的な整備をしたいという話はずいぶん前からありましたので、今回それが実現するのかなと。それで向こうのほうを、県道を町道に移管するという事で事業は進んでいくんだなとこの道路認定を見て思ったんですけども、今回廃止する分だけ出ていますけれども、県との取り決め事だから口約束でも通用するんじゃないかということでしょうけれども、私はこの認定にあたっては、県のほうでそういう付け替えの部分が県道として認定された暁にこの廃止をやります。現状としては先に町がこれの町道認定をやると、県道、町道が、同じ路線が県道、町道になっていますので、県道が廃止されたときにやりますよ、こっちに付け替わったときにやりますよという、そういう条件が付されていたほうがいいなと思うんですけども、そこのところのご意見。あとで出し直されても構いませんけども、そのところとあと宇城市との関連ですけれども、町が管理する分については私は何ら問題ないかなと思います。本来だったら市道は市道で境界まで認定して、管理そのものは氷川町が請け負いましょうというかたちになっているんじゃないかな。松本橋もそうじゃないかなと思うんですけども。認定としては、野津橋か、認定としてはそれぞれが認定して管理協定で氷川町がこの橋については管理します、そのとき負担金をくださいというやり方じゃないかと私は思うんですけども、町道認定をここまでしなければならぬかというのは、先ほどの説明でちょっと理解ができない。そこのところ、今回この認定についてどういうふうに町長はお考えなのか、そこをお聞かせ願えませんか。

○議長（永田義昭君） 町長。

○町長（藤本一臣君） まず、県道との取り合いにつきましては、これは私どもからの要望を挙げて是非整備をしてくれと。先ほど前町長時代という話がありましたが、前町長時代にこの移管の話は全くありません。私になりましてから方法としてこれまで町道があつて県道がありましたので、どちらからも整備してくれ、整備してくれというかたちでずっかけ合ってきた、とうとうできなかつた。じゃあどうする方法があるのかとなった時に、やはり県道認定、町道の移管、そのあたりがきちんと整いませんと県は整備ができないという話でございまして、じゃあこういう方法もありということで協議を進めてきてここに至ったということでございまして、先ほど県道の認定を先にしていただいて、そのあと市道、町道の認定をしたほうがいいんじゃないかとご心配も兼ねてのお話だろうと思っておりますけれども、やはり

それはこれまでの協議の経過の中で、お互いの信頼関係の中で、私どもがまず市道、町道を認定をする。それを前提に県は県道の認定をするという協議が整っておりますので、確約書はございませんけれども、そういう手順で進んでいくものと理解をいたしております。

併せまして、次の管理の部分でございますが、実は宇城市と氷川町に架かっております橋は2本ございます。苧萱橋とそれから小川小学校の上にちょうどインターに行きますあの部分がございます。あそこの小川小学校の橋につきましては、宇城市さんのほうが全部管理するというような、これまで申し合わせがあったと。それを受けまして今回、この苧萱橋につきましては、私どものほうがこちらの大野交差点を改修せんがゆえの私どもに原因があるわけでございまして、そういった中で宇城市さんのほうもご理解をいただいて、お付き合いをいただいたという中で、それぞれの橋が2本ある分をお互いに等分に、上の橋は宇城市が、下の橋は氷川町がというかたちで管理をしていこうと。そのうえで、境界の、あくまで認定まではいらないんじゃないかと、管理協定でいいんじゃないかという話でございますが、そのあたりは担当課のほうで十分協議した上でこういった判断をしたものと思っております。

○議長（永田義昭君） ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。

次に、認定第1号について質疑はありませんか。江寄議員。

○5番（江寄 悟君） 今回26年度の歳入歳出の認定については、後日合同委員会で審査をしましょうということに決まりましたので、詳細については合同委員会のほうで産建の部門も質問ができるようになりましたので、総括的に町長にご質問をさせていただきたいと思っております。26年度の主要な施策の成果に関する調書を読ませていただきました。先ほど本田監査委員さんからも報告があったところでございますが、まず総括的には一つだけお伺いしたいんですけれども、先ほど監査委員さんが言われました実質収支比率と経常収支比率についての監査委員さんからのご指摘があつているところですが、基本的に実質収支比率がずいぶんと上がってきているのを、何とかやっぱり改善すべきじゃないかと思うんです。予算的にはこの3年間、ずいぶんと事業費というか町の歳入歳出予算、ずいぶん増えてきているところです。24年度決算額が63億円に対して4億増えて67億8,000万円。それから26年度決算を見ますと、また4億6,000万円増えて72億円ということで、人口的には減少していつているのに財政上の収支の歳入歳出額っていうのはずいぶん増えてきている。こういう中で、実質収支もどんどん上がってきて

いる。また経常収支比率が75%程度が一番ベターなのに、現在は少し改善されたけど86%程度あるという。こういう財政上の問題は、監査委員さん指摘のように、中長期計画がつくられていない。中長期計画を皆さんで共有していない。目の前の事業だけをやっておられると、こうなっていきますよというのが監査委員さんの指摘かなと思います。一応その部分について、どういうふうに町長のお考えをもっておられるのか。

それから、主要な施策で決算書の中、ずいぶんありますけども、詳細な数値についてはその合同委員会のほうでお伺いしますけれども、それぞれの課で、うちの課はこういう主要な事業をやりましたよという報告書をずっと読ませていただきました。読ませていただきましたけれども、これ主要な政策じゃないのかなというのが挙がっていないものについてと、それから挙がってはいるんだけども何でだろうというところについて、各課の報告部分を聞かせていただきたい。まず、総務課については町長肝いりの人事評価、これは全くうたわれていないけどもうやめたのかどうか。町長やっぱりこれは無理ばいて思っやめられて書いていないのかということ。これ私は期待して待っているんですけども、そういうところをやはりやるべきじゃないかということ。それから、企画財政課においては、高速道路有効活用事業というのを一番最初に挙げてあるんです。用地買収14件、地権者と契約締結したんだと。完了しましたと書いてありますが、用地買収が完了したという意味なのか、14件の買収が完了したということなのか、全て完了したかどうかを。先ほど町長のあいさつの中で、ちょっと期限的に間に合わないかもしれないなという心配事を言われましたけども、用地買収が完了したのかどうかっていうのはこれで読み取れないので、企画財政課のそこのところを一つお願いしたいということです。それから、税務課の徴収率は上向かないんです。過年度の徴収率は逆に下がっている。やっぱり徴収率については、税務課としての最重要課題じゃないかと思うんですけども、なぜ上がらないのか。そこのところをちょっとお聞かせください。非常にこういう不景気で難しくなっているのは分かるんですけども、徴収率を上げるべきだと思いますけども、そこのところどうだろうか。あと、健康福祉課の保健衛生費で無料の健診をやりましたよね、今年。無料の健診をやってその受診率、住民健診の受診率は飛躍的に上がったと思うんですけども、どういうふうに受診率が上がっているか、その無料をやって良かったよという、これは3年ぐらいやると言われたかな。無料にやって良かったよというお話をちょっと聞かせてください。それから、ごみ処理施設の中で、財政的な観点から考えると広域での処理だけが唯一残された方策と書いてあるんですよ、町民環境課長。ならば一番最初から町長は最初の時、ごみの広域処理、まだ財政的な問題分かっていないんで入るか入ら

んかは決めかねているという話なので、ここの広域処理だけが唯一残された方策なのかどうか、そこのところをお伺いします。あとはいいです。

[「休憩お願いします」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 休憩いたします。

-----○-----

休憩 午後1時49分

再開 午後1時56分

-----○-----

○議長（永田義昭君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。江寄議員。

○5番（江寄 悟君） 今の質問については、町長が答えられる分だけで結構です。各課長は答える必要はありません。町長が答えたい項目だけで構いませんので、よろしくをお願いします。

○議長（永田義昭君） 町長。

○町長（藤本一臣君） 発言の機会をいただきましてありがとうございます。まずは、財政の分につきましてご心配でご発言があったのかと思っておりますけど、私も十分承知しておりますし、議員も長年行政マンとしていらっしゃいました財政の大切さというのは十分分かってらっしゃると思いますし、私も理解しているつもりであります。そういった中で今数字が少しこの時期上がっていると。当然新たないろいろな工事、あるいは事業を進めておりますので、どうしてもこの時期は上がってまいります。そのうえで、長期の財政シミュレーションというものを今年度つくりました。平成35年までの毎年毎年の予算規模と収支の部分を、そのことにつきましては11日に地方創生の説明をいたします。その際にシミュレーションをお出しをして、担当課長から、しっかりその考え方をお示しをしたいと思っております。人事考課につきましては、今一生懸命にやっております。私も大切な考課であると思っておりますし、そのことがこの組織を動かす原動力になると思っておりますので、これからもしっかり力を入れてまいりたいと思います。その他の健康保険、いわゆる受診につきましては今度の審査の中で数字を担当課長から、私もその数字を期待しております。どのくらい受診率が上がったのか。なかなか、これまで受けてない方々への無料券の配付でございますので、前提が厳しいわけでございますが、そういった環境をつくって受けていただくというかたちで取り組んだところでございますので、そのことは報告をさせたいと思っております。その他それぞれまた何かありましたら、直接でも結構でございますのでどうぞお尋ねに来ていただければ、私の所信というものをまたおつなぎいただけるのかなと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（永田義昭君） 江寄議員、よろしいですか。

○5番（江寄 悟君） いいです。よく分かりました。

○議長（永田義昭君） それでは質疑なしと認めます。

次に、認定第2号について質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。

次に、認定第3号について質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。

次に、認定第4号について質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。

次に、認定第5号について質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。

次に、認定第6号について質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第38号から議案第47号までは、お手元に配りました議案付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号から議案第47号までは議案付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託することに決定しました。

また、認定第1号から認定第6号までは次回定例会まで、総務文教並びに産業建設厚生常任委員会に付託して継続審査とすることにご異議ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第6号までは次回定例会まで、総務文教並びに産業建設厚生常任委員会による継続審査とすることに決定しました。

-----○-----

日程第 2 1 同意 3 号 氷川町教育委員会委員の任命について

○議長（永田義昭君） 次に、日程第 2 1、同意 3 号、氷川町教育委員会委員の任命についてを議題とします。町長の提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（藤本一臣君） 同意第 3 号につきましてご説明を申し上げます。

教育委員会委員の任命についてございまして、次の者を氷川町教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住 所 熊本県八代郡氷川町今 1 1 9 番地

氏 名 村山賢一

生年月日 昭和 4 1 年 1 1 月 1 9 日生でございます。

同氏は、本年 4 月から教育委員会委員の職務に精励をいただいております。PTA 活動その他の活動で培った経験、それからご本人様の温厚で実直な人柄が示しますとおり、教育委員としての職責をしっかりと果たすべく頑張っていたいております。今後も教育委員としての活躍が期待できますので、村山賢一氏を再任いたしたく同意をお願いするものでございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（永田義昭君） これから質疑を行います。

まず、同意第 3 号について質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。

-----○-----

○議長（永田義昭君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

-----○-----

散会 午後 2 時 0 2 分